

別表第2 (第34条第1項第5号関係)

親 族	日 数
配偶者	7 日
父 母	7 日
子	5 日
祖 父 母	3 日（短時間勤務有期雇用教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日（短時間勤務有期雇用教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日（短時間勤務有期雇用教職員と生計を一にしていた場合にあっては7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1 日（短時間勤務有期雇用教職員と生計を一にしていた場合にあっては5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日（短時間勤務有期雇用教職員と生計を一にしていた場合にあっては3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1 日（短時間勤務有期雇用教職員と生計を一にしていた場合にあっては3日）
おじ又はおばの配偶者	1 日

東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則（平成16年規則第34号。以下「規則」という。）第54条の規定による基本給の額、第74条及び附則第5条第2項の規定による手当の額その他必要な事項に関して、平成19年4月1日以降、次のとおりとする。

（基本給）
第54条関係

第54条の規定による時間給額は、その者の学歴及び採用時における経験年数に応じ、下表イからへに定める額とする。

平成19年度

イ 事務補佐員・技術補佐員時間給表

経 験 年 数										時 間 給 額 (円)
中学卒		高校卒		短大（2）卒		大学4卒		修士課程修了		
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	7 7 7
3. 0 0	4. 0 0	0. 0 0	1. 0 0							
4. 0 0	5. 0 0	1. 0 0	2. 0 0							8 0 2
5. 0 0	6. 0 6	2. 0 0	3. 0 0	0. 0 0	1. 0 0					8 2 8
6. 0 6	8. 0 0	3. 0 0	4. 0 0	1. 0 0	2. 0 0					8 5 8
8. 0 0	9. 0 6	4. 0 0	5. 0 0	2. 0 0	3. 0 0	0. 0 0	1. 0 0			8 9 2
9. 0 6	11. 0 0	5. 0 0	6. 0 6	3. 0 0	4. 0 0	1. 0 0	2. 0 0			9 2 6
11. 0 0	12. 0 6	6. 0 6	8. 0 0	4. 0 0	5. 0 6	2. 0 0	3. 0 6	0. 0 0	1. 0 6	9 8 6
12. 0 6	14. 0 0	8. 0 0	9. 0 6	5. 0 6	7. 0 0	3. 0 6	5. 0 0	1. 0 6	3. 0 0	1, 0 2 5
14. 0 0		9. 0 6		7. 0 0		5. 0 0		3. 0 0		1, 0 6 5

備 考 （1）経験年数は、各欄記載の学歴取得後の経験年数を示す。

（2）表中「6.06」とあるのは「6年6月」等を示す。以下、各表とも同じ。

ロ 技能補佐員時間給表

一般技能職員				
経験年数				時 間 給 額 (円)
中学卒		高校卒		
以上	未満	以上	未満	8 1 3
3. 0 0	4. 0 0			
4. 0 0	5. 0 0			8 4 1
5. 0 0	6. 0 3	0. 0 0	4. 0 0	8 7 6
6. 0 3	7. 0 6	4. 0 0	5. 0 0	9 1 0
7. 0 6	8. 0 9	5. 0 0	6. 0 3	9 5 2
8. 0 9	10. 0 0	6. 0 3	7. 0 6	9 9 0
10. 0 0	11. 0 6	7. 0 6	8. 0 9	1, 0 6 1
11. 0 6	13. 0 0	8. 0 9	10. 0 0	1, 0 9 2
13. 0 0	14. 0 6	10. 0 0	11. 0 6	1, 1 2 0
14. 0 6	16. 0 0	11. 0 6	13. 0 0	1, 1 4 9
16. 0 0	17. 0 6	13. 0 0	14. 0 6	1, 1 8 0
17. 0 6	19. 0 0	14. 0 6	16. 0 0	1, 2 1 0
19. 0 0	20. 0 6	16. 0 0	17. 0 6	1, 2 3 9
20. 0 6	22. 0 0	17. 0 6	19. 0 0	1, 2 7 0
22. 0 0		19. 0 0		1, 2 9 9

備 考 経験年数は、各欄記載の学歴取得後の経験年数を示す。

技能免許所有職員（Ａ）				技能免許所有職員（Ｂ）			
経験年数				時 間 給 額（円）	経験年数		時 間 給 額（円）
中学卒		高校卒			高校卒		
以上	未満	以上	未満	7 8 6	以上	未満	
		0. 0 0	1. 0 0				
3. 0 0	4. 0 0	1. 0 0	2. 0 0	8 1 3			
4. 0 0	5. 0 0	2. 0 0	3. 0 0	8 4 1	0. 0 0	1. 0 0	8 7 6
5. 0 0	6. 0 3	3. 0 0	4. 0 0	8 7 6	1. 0 0	2. 0 0	9 1 0
6. 0 3	7. 0 6	4. 0 0	5. 0 0	9 1 0	2. 0 0	3. 0 0	9 5 2
7. 0 6	9. 0 0	5. 0 0	6. 0 6	9 5 2	3. 0 0	4. 0 0	9 9 0
9. 0 0	10. 0 6	6. 0 6	8. 0 0	1, 0 2 7	4. 0 0	5. 0 0	1, 0 2 4
10. 0 6	12. 0 0	8. 0 0	9. 0 6	1, 0 6 1	5. 0 0	6. 0 3	1, 0 5 6
12. 0 0	13. 0 6	9. 0 6	11. 0 0	1, 0 9 2	6. 0 3	7. 0 6	1, 1 2 0
13. 0 6		11. 0 0		1, 1 2 0	7. 0 6	8 . 0 9	1, 1 4 9
					8. 0 9	10. 0 0	1, 1 8 0
					10. 0 0	11. 0 6	1, 2 1 0
					11. 0 6	13. 0 0	1, 2 3 9
					13. 0 0	14. 0 6	1, 2 7 0
					14. 0 6		1, 2 9 9

- 備 考 （１）技能免許所有職員（Ａ）は、電話交換手の業務に従事する者に適用し、経験年数は、各欄記載の学歴取得後の経験年数を示す。
- （２）技能免許所有職員（Ｂ）は、自動車運転手、ボイラー技士等免許を必要とする業務に従事する者（前項に該当する者を除く。）に適用し、経験年数は、それぞれその免許等の資格を取得した時以後のものとする。
- （３）自動車運転手の業務に従事する者でその者の有する学歴免許等の資格が「高校卒」の区分に達しないものに対するこの表の適用については、その者の学歴免許等の資格にかかわらず、「高校卒」の区分によるものとする。

ハ 教務補佐員時間給表

経 験 年 数						時 間 給 額 (円)
短大2卒		大学4卒		修士課程修了 大 学 6 卒	博士課程修了 博士課程修了 (大学6卒後の課程に限る)	
以上 未満 0. 00 1. 00		以上 未満		以上 未満	以上 未満	9 2 9
1. 00 2. 00						9 7 5
2. 00 3. 00						1, 0 3 3
3. 00 4. 00	0. 00 1. 00					1, 0 9 5
4. 00 5. 00	1. 00 2. 00					1, 1 4 0
5. 00 6. 03	2. 00 3. 00					1, 1 8 2
6. 03 7. 06	3. 00 4. 00	0. 00 1. 00				1, 2 2 6
7. 06 8. 09	4. 00 5. 00	1. 00 2. 00				1, 2 7 4
8. 09 10. 00	5. 00 6. 03	2. 00 3. 00				1, 3 2 8
10. 00 11. 06	6. 03 7. 06	3. 00 4. 00				1, 3 7 2
11. 06 13. 00	7. 06 8. 09	4. 00 5. 00	0. 00 1. 00			1, 4 2 1
13. 00 14. 06	8. 09 10. 00	5. 00 6. 03	1. 00 2. 00			1, 4 6 7
14. 06 16. 00	10. 00 11. 06	6. 03 7. 06	2. 00 3. 00	0. 00 1. 00		1, 5 1 2
16. 00 17. 06	11. 06 13. 00	7. 06 8. 09	3. 00 4. 00	1. 00 2. 00		1, 5 5 5
17. 06	13. 00	8. 09	4. 00	2. 00		1, 5 9 7

二 医療技術補佐員時間給表

薬 剤 師			栄 養 士 ・ 衛 生 検 査 技 師					
経 験 年 数		時 間 給 額 (円)	経 験 年 数		時 間 給 額 (円)	経 験 年 数		時 間 給 額 (円)
大学4卒			短大卒			大学4卒		
以上 0. 00	未満 1. 00	1, 020	以上 0. 00	未満 1. 00	874	以上 0. 00	未満 1. 00	1, 020
1. 00	2. 00	1, 057	1. 00	2. 00	912	1. 00	2. 00	1, 057
2. 00	3. 00	1, 094	2. 00	3. 00	956	2. 00	3. 00	1, 094
3. 00	4. 00	1, 133	3. 00	3. 06	1, 000	3. 00	4. 00	1, 133
4. 00	5. 00	1, 170	3. 06	4. 06	1, 057	4. 00	5. 00	1, 170
5. 00	6. 06	1, 208	4. 06	6. 00	1, 094	5. 00	6. 06	1, 208
(6. 06	8. 00	1, 245)	6. 00	7. 06	1, 133	(6. 06	8. 00	1, 245)
(8. 00	9. 06	1, 285)	7. 06	9. 00	1, 170	(8. 00	9. 06	1, 285)
(9. 06	11. 00	1, 327)	9. 00	10. 06	1, 208	(9. 06	11. 00	1, 327)
(11. 00	12. 06	1, 367)	(10. 06	12. 00	1, 245)	(11. 00	12. 06	1, 367)
(12. 06	14. 00	1, 405)	(12. 00	13. 06	1, 285)	(12. 06	14. 00	1, 405)
(14. 00	15. 06	1, 443)	(13. 06	15. 00	1, 327)	(14. 00	15. 06	1, 443)
(15. 06	17. 00	1, 480)	(15. 00	16. 06	1, 367)	(15. 06		1, 480)
(17. 00	18. 06	1, 504)	(16. 06	18. 00	1, 405)			
(18. 06		1, 552)	(18. 00	19. 06	1, 443)			
			(19. 06		1, 480)			

- 備 考 (1) この表を適用する場合の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。
- (2) 衛生検査技師の時間給額は、1, 133円の範囲内において決定するものとする。
- (3) 医学部附属病院及び医科学研究所附属病院に勤務する者にあつては、括弧書きの時間給額を適用することができる。

診療放射線技師・臨床検査技師・臨床工学技士・理学療法士・ 作業療法士・視能訓練士・言語聴覚士				診療エックス線技師		義肢装具士	
経 験 年 数	時 間 給 額 (円)	経 験 年 数	時 間 給 額 (円)	経 験 年 数	時 間 給 額 (円)	経 験 年 数	時 間 給 額 (円)
短大3卒		大学4卒		短大卒		短大3卒	
以上 未満 0. 00 1. 00	9 5 6	以上 未満 0. 00 1. 00	1, 0 2 0	以上 未満 0. 00 1. 00	8 7 4	以上 未満 0. 00 1. 00	9 5 6
1. 00 2. 00	1, 0 0 0	1. 00 2. 00	1, 0 5 7	1. 00 2. 00	9 1 2	1. 00 2. 00	1, 0 0 0
2. 00 3. 00	1, 0 5 7	2. 00 3. 00	1, 0 9 4	2. 00 3. 00	9 5 6	2. 00 3. 00	1, 0 5 7
3. 00 4. 00	1, 0 9 4	3. 00 4. 00	1, 1 3 3	3. 00 3. 06	1, 0 0 0	3. 00 4. 00	1, 0 9 4
4. 00 5. 00	1, 1 3 3	4. 00 5. 00	1, 1 7 0	3. 06 4. 06	1, 0 5 7	4. 00 5. 00	1, 1 3 3
5. 00 6. 06	1, 1 7 0	5. 00 6. 06	1, 2 0 8	4. 06 6. 00	1, 0 9 4	5. 00 6. 06	1, 1 7 0
6. 06 8. 00	1, 2 0 8	(6. 06 8. 00	1, 2 4 5)	6. 00 7. 06	1, 1 3 3	6. 06 8. 00	1, 2 0 8
(8. 00 9. 06	1, 2 4 5)	(8. 00 9. 06	1, 2 8 5)	7. 06 9. 00	1, 1 7 0	(8. 00 9. 06	1, 2 4 5)
(9. 06 11. 00	1, 2 8 5)	(9. 06 11. 00	1, 3 2 7)	9. 00 10. 06	1, 2 0 8	(9. 06 11. 00	1, 2 8 5)
(11. 00 12. 06	1, 3 2 7)	(11. 00 12. 06	1, 3 6 7)	(10. 06 12. 00	1, 2 4 5)	(11. 00 12. 06	1, 3 2 7)
(12. 06 14. 00	1, 3 6 7)	(12. 06 14. 00	1, 4 0 5)	(12. 00 13. 06	1, 2 8 5)	(12. 06 14. 00	1, 3 6 7)
(14. 00 15. 06	1, 4 0 5)	(14. 00 15. 06	1, 4 4 3)	(13. 06 15. 00	1, 3 2 7)	(14. 00 15. 06	1, 4 0 5)
(15. 06 17. 00	1, 4 4 3)	(15. 06	1, 4 8 0)	(15. 00 16. 06	1, 3 6 7)	(15. 06 17. 00	1, 4 4 3)
(17. 00	1, 4 8 0)			(16. 06 18. 00	1, 4 0 5)	(17. 00	1, 4 8 0)
				(18. 00 19. 06	1, 4 4 3)		
				(19. 06	1, 4 8 0)		

- 備 考 (1) この表を適用する場合の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。
- (2) 視能訓練士の時間給額は、1, 1 3 3円の範囲内において決定するものとする。
- (3) 医学部附属病院及び医科学研究所附属病院に勤務する者にあつては、括弧書きの時間給額を適用することができる。

歯科衛生士				歯科技工士			
経 験 年 数	時 間 給 額 (円)	経 験 年 数	時 間 給 額 (円)	経 験 年 数	時 間 給 額 (円)	経 験 年 数	時 間 給 額 (円)
短大卒		高校専攻科卒		短大卒		高校卒	
以上 未満 0. 00 1. 00	874	以上 未満 0. 00 1. 00	835	以上 未満 0. 00 1. 00	874	以上 未満 0. 00 1. 00	803
1. 00 2. 00	912	1. 00 2. 00	874	1. 00 2. 00	912	1. 00 2. 00	835
2. 00 3. 00	956	2. 00 3. 00	912	2. 00 3. 00	956	2. 00 3. 00	874
3. 00 3. 06	1, 000	3. 00 4. 00	956	3. 00 3. 06	1, 000	3. 00 4. 00	912
3. 06 4. 06	1, 057	4. 00 5. 00	1, 000	3. 06 4. 06	1, 057	4. 00 5. 00	956
4. 06 6. 00	1, 094	5. 00 6. 06	1, 057	4. 06 6. 00	1, 094	5. 00 6. 06	1, 000
6. 00 7. 06	1, 133	6. 06 8. 00	1, 094	6. 00 7. 06	1, 133	6. 06 8. 00	1, 057
7. 06 9. 00	1, 170	8. 00 9. 06	1, 133	7. 06 9. 00	1, 170	8. 00 9. 06	1, 094
9. 00 10. 06	1, 208	9. 06 11. 00	1, 170	9. 00 10. 06	1, 208	9. 06 11. 00	1, 133
(10. 06 12. 00	1, 245)	11. 00 12. 06	1, 208	(10. 06 12. 00	1, 245)	11. 00 12. 06	1, 170
(12. 00 13. 06	1, 285)	(12. 06 14. 00	1, 245)	(12. 00 13. 06	1, 285)	12. 06 14. 00	1, 208
(13. 06 15. 00	1, 327)	(14. 00 15. 06	1, 285)	(13. 06 15. 00	1, 327)	(14. 00 15. 06	1, 245)
(15. 00 16. 06	1, 367)	(15. 06 17. 00	1, 327)	(15. 00 16. 06	1, 367)	(15. 06 17. 00	1, 285)
(16. 06 18. 00	1, 405)	(17. 00 18. 06	1, 367)	(16. 06 18. 00	1, 405)	(17. 00 18. 06	1, 327)
(18. 00 19. 06	1, 443)	(18. 06 20. 00	1, 405)	(18. 00 19. 06	1, 443)	(18. 06 20. 00	1, 367)
(19. 06	1, 480)	(20. 00 21. 06	1, 443)	(19. 06	1, 480)	(20. 00 21. 06	1, 405)
		(21. 06	1, 480)			(21. 06 23. 00	1, 443)
						(23. 00	1, 480)

備 考 (1) この表を適用する場合の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。
(2) 医学部附属病院及び医科学研究所附属病院に勤務する者にとっては、括弧書きの時間給額を適用することができる。

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師								その他			
経 験 年 数		時 間 給 額 (円)	経 験 年 数		時 間 給 額 (円)	経 験 年 数		時 間 給 額 (円)	経 験 年 数		時 間 給 額 (円)
短大3卒			短大卒			高校卒			高校卒		
以上 0. 00	未満 1. 00	9 5 6	以上 0. 00	未満 1. 00	8 7 4	以上 0. 00	未満 1. 00	8 0 3	以上 0. 00	未満 1. 00	8 0 3
1. 00	2. 00	1, 000	1. 00	2. 00	9 1 2	1. 00	2. 00	8 3 5	1. 00	2. 00	8 3 5
2. 00	3. 00	1, 057	2. 00	3. 00	9 5 6	2. 00	3. 00	8 7 4	2. 00	3. 00	8 7 4
3. 00	4. 00	1, 094	3. 00	3. 06	1, 000	3. 00	4. 00	9 1 2	3. 00	4. 00	9 1 2
4. 00	5. 00	1, 133	3. 06	4. 06	1, 057	4. 00	5. 00	9 5 6	4. 00	5. 00	9 5 6
5. 00	6. 06	1, 170	4. 06	6. 00	1, 094	5. 00	6. 06	1, 000	5. 00	6. 06	1, 000
6. 06	8. 00	1, 208	6. 00	7. 06	1, 133	6. 06	8. 00	1, 057	6. 06	8. 00	1, 036
(8. 00	9. 06	1, 245)	7. 06	9. 00	1, 170	8. 00	9. 06	1, 094	8. 00	9. 06	1, 071
(9. 06	11. 00	1, 285)	9. 00	10. 06	1, 208	9. 06	11. 00	1, 133	9. 06	11. 00	1, 102
(11. 00	12. 06	1, 327)	(10. 06	12. 00	1, 245)	11. 00	12. 06	1, 170	11. 00		1, 133
(12. 06	14. 00	1, 367)	(12. 00	13. 06	1, 285)	12. 06	14. 00	1, 208			
(14. 00	15. 06	1, 405)	(13. 06	15. 00	1, 327)	(14. 00	15. 06	1, 245)			
(15. 06	17. 00	1, 443)	(15. 00	16. 06	1, 367)	(15. 06	17. 00	1, 285)			
(17. 00		1, 480)	(16. 06	18. 00	1, 405)	(17. 00	18. 06	1, 327)			
			(18. 00	19. 06	1, 443)	(18. 06	20. 00	1, 367)			
			(19. 06		1, 480)	(20. 00	21. 06	1, 405)			
						(21. 06	23. 00	1, 443)			
						(23. 00		1, 480)			

- 備 考 (1) 「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師」欄を適用する場合の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。
- (2) 「その他」欄を適用する場合の経験年数は、各欄記載の学歴免許取得後のものとする。
- (3) 医学部附属病院及び医科学研究所附属病院に勤務する者にあつては、括弧書きの時間給額を適用することができる。

ホ 看護技術補佐員時間給表

看護師					准看護師		
経 験 年 数		経 験 年 数		時 間 給 額 (円)	経 験 年 数		時 間 給 額 (円)
短大卒		短大3卒			高校2卒		
以上	未満	以上	未満	1, 034	以上	未満	878
0. 00	1. 00				0. 00	1. 00	
1. 00	2. 00	0. 00	1. 00	1, 082	1. 00	2. 00	911
2. 00	3. 00	1. 00	2. 00	1, 136	2. 00	3. 00	944
3. 00	4. 00	2. 00	3. 00	1, 169	3. 00	4. 00	980
4. 00	5. 00	3. 00	4. 00	1, 203	4. 00	5. 00	1, 027
5. 00	6. 03	4. 00	5. 00	1, 237	5. 00	6. 03	1, 076
6. 03	7. 06	5. 00	6. 03	1, 275	6. 03	7. 06	1, 126
(7. 06	8. 09	6. 03	7. 06	1, 315)	(7. 06	8. 09	1, 155)
(8. 09	10. 00	7. 06	8. 09	1, 359)	(8. 09	10. 00	1, 186)
(10. 00	11. 06	8. 09	10. 00	1, 401)	(10. 00	11. 06	1, 217)
(11. 06	13. 00	10. 00	11. 06	1, 442)	(11. 06	13. 00	1, 248)
(13. 00	14. 06	11. 06	13. 00	1, 484)	(13. 00	14. 06	1, 280)
(14. 06	16. 00	13. 00	14. 06	1, 526)	(14. 06	16. 00	1, 313)
(16. 00	17. 06	14. 06	16. 00	1, 568)	(16. 00	17. 06	1, 347)
(17. 06	19. 00	16. 00	17. 06	1, 609)	(17. 06	19. 00	1, 380)
(19. 00	20. 06	17. 06	19. 00	1, 652)	(19. 00	20. 06	1, 413)
(20. 06	22. 00	19. 00	20. 06	1, 692)	(20. 06	22. 00	1, 444)
(22. 00	23. 06	20. 06	22. 00	1, 732)	(22. 00	23. 06	1, 478)
(23. 06	25. 00	22. 00	23. 06	1, 772)	(23. 06	25. 00	1, 509)
(25. 00	26. 06	23. 06	25. 00	1, 811)	(25. 00	26. 06	1, 538)

(26.06 28.00	25.00 26.06	1, 847)	(26.06 28.00	1, 567)
(28.00 29.06	26.06 28.00	1, 880)	(28.00 29.06	1, 591)
(29.06 31.00	28.00 29.06	1, 913)	(29.06 31.00	1, 616)
(31.00 32.06	29.06 31.00	1, 945)	(31.00 32.06	1, 639)
(32.06 34.00	31.00 32.06	1, 967)	(32.06 34.00	1, 663)
(34.00 35.06	32.06 34.00	1, 986)	(34.00 35.06	1, 683)
(35.06 37.00	34.00 35.06	2, 003)	(35.06 37.00	1, 701)
(37.00 38.06	35.06 37.00	2, 019)	(37.00 38.06	1, 716)
(38.06 40.00	37.00 38.06	2, 031)	(38.06 40.00	1, 728)
(40.00 41.06	38.06 40.00	2, 043)	(40.00 41.06	1, 738)
(41.06 43.00	40.00 41.06	2, 054)	(41.06 43.00	1, 749)
(43.00 44.06	41.06 43.00	2, 065)	(43.00 44.06	1, 760)
(44.06 46.00	43.00 44.06	2, 077)	(44.06 46.00	1, 771)
(46.00 47.06	44.06 46.00	2, 089)	(46.00 47.06	1, 782)
(47.06 49.00	46.00 47.06	2, 102)	(47.06 49.00	1, 793)
(49.00	47.06	2, 115)	(49.00 50.06	1, 803)
			(50.06 52.00	1, 815)
			(52.00 53.06	1, 826)
			(53.06	1, 838)

備考 (1) この表を適用する場合の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。

(2) 医学部附属病院及び医科学研究所附属病院に勤務する者にあつては、括弧書きの時間給額を適用することができる。

へ 臨時用務員時間給表

労務職員（Ａ）			労務職員（Ｂ）					
経験年数		時 間 給 額 （円）	経験年数		時 間 給 額 （円）	経験年数		時 間 給 額（困難） （円）
中学卒			中学卒			中学卒		
以上 0. 00	未満 1. 00	7 8 6	以上 0. 00	未満 1. 00	6 9 7	以上 0. 00	未満 1. 00	6 9 7
1. 00	2. 00	8 1 3	1. 00	2. 00	7 1 9	1. 00	2. 00	7 1 9
2. 00	3. 00	8 4 1	2. 00	3. 00	7 4 1	2. 00	3. 00	7 4 1
3. 00	4. 00	8 7 6	3. 00	4. 00	7 6 2	3. 00	4. 00	7 6 2
4. 00	5. 00	9 1 0	4. 00	5. 00	7 8 6	4. 00	5. 00	7 8 6
5. 00	6. 06	9 5 2	5. 00	6. 00	8 1 3	5. 00	6. 00	8 1 3
6. 06	8. 00	9 9 0	6. 00	7. 00	8 4 1	6. 00	7. 00	8 4 1
8. 00	9. 06	1, 0 2 4	7. 00	8. 00	8 7 6	7. 00	8. 00	8 7 6
9. 06	11. 00	1, 0 5 6	8. 00	9. 06	9 1 0	8. 00	9. 00	9 1 0
11. 00	12. 06	1, 0 8 3	9. 06	11. 00	9 5 2	9. 00	10. 06	9 5 2
12. 06	14. 00	1, 1 0 8	11. 00	12. 06	9 9 0	10. 06	12. 00	9 9 0
14. 00	15. 06	1, 1 3 3	12. 06	14. 00	1, 0 2 4	12. 00	13. 06	1, 0 2 4
15. 06	17. 00	1, 1 5 5	14. 00	15. 06	1, 0 5 6	13. 06	15. 00	1, 0 5 6
17. 00	18. 06	1, 1 7 6	15. 06	17. 00	1, 0 8 3	15. 00	16. 06	1, 0 8 3
18. 06	20. 00	1, 1 9 3	17. 00		1, 1 0 8	16. 06	18. 00	1, 1 0 8
20. 00		1, 2 7 0				18. 00	19. 06	1, 1 3 3
						19. 06	21. 00	1, 1 5 5
						21. 00		1, 1 7 6

備 考 （１）労務職員（Ａ）の欄は、守衛、警備等の業務に従事する者に適用する。

（２）労務職員（Ｂ）の欄は、用務員、労務作業等の業務に従事する者に適用し、採用困難な業務に従事する者については、時間給額（困難）によることができる。

（３）経験年数は、各欄記載の学歴取得後の経験年数を示す。

(基本給調整額)

第74条(第56条)関係

- 1 規則第56条の別途指定する勤務箇所は、第1表の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所とし、当該勤務箇所に応じて同表の短時間勤務有期雇用教職員欄に掲げる者に対して支給する。
- 2 基本給調整額は、当該短時間勤務有期雇用教職員の時間給額に応じて第2表イからへに掲げる調整基本額にその者に係る第1表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額を、勤務1時間ごとに支給する。

第1表

勤務箇所	短時間勤務有期雇用教職員	調整数
1 削除	(1) 削除	削除
	(2) 削除	削除
2 大学院医学系研究科及び医科学研究所(附属病院を除く)	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする短時間勤務有期雇用教職員(医療技術補佐員及び技術補佐員に限る。)	1
	(2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする短時間勤務有期雇用教職員(教務補佐員及び技術補佐員に限る。)	
3 大学院医学系研究科附属疾患生命工学センター及び医科学研究所附属実験動物研究施設	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする短時間勤務有期雇用教職員(技術補佐員及び技能補佐員に限る。)	1
4 医学部附属病院及び医科学研究所附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する短時間勤務有期雇用教職員(技能補佐員に限る。)	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する短時間勤務有期雇用教職員(看護技術補佐員に限る。)	2
	(3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする短時間勤務有期雇用教職員	
	(4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する短時間勤務有期雇用教職員(病理細菌技術者としての職務に従事する医療技術補佐員及び技術補佐員に限る。)	
	(5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする短時間勤務有期雇用教職員(診療放射線技術者としての職務に従事する医療技術補佐員に限る。)	
	(6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする短時間勤務有期雇用教職員(作業療法技術職員としての職務に従事する医療技術補佐員に限る。)	

	(7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする短時間勤務有期雇用教職員（洗濯員としての職務に従事する臨時用務員に限る。）	1
	(8) 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に勤務する短時間勤務有期雇用教職員（看護技術補佐員に限る。）	
	(9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする短時間勤務有期雇用教職員	
	(10) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする短時間勤務有期雇用教職員（事務補佐員に限る。）	
5 大学院工学系研究科、 大学院理学系研究科附属 原子核科学研究センター 及び物性研究所附属軌道 放射物性研究施設	放射線発生装置（高エネルギー加速器等を除く。）若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究の業務に直接従事することを本務とする短時間勤務有期雇用教職員	1
6 大学院工学系研究科及 び物性研究所附属中性子 科学研究施設	(1) 原子炉の運転の業務に直接従事することを本務とする短時間勤務有期雇用教職員（教授、准教授及び講師相当職を除く。）	3
	(2) 原子炉を運転して行う実験及び研究又は原子炉の運転の指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする短時間勤務有期雇用教職員（(1)に掲げる者を除く。）	2
	(3) 原子炉に直結する実験棟における実験設備の運転及び保守又は当該実験棟における放射性物質の取扱いの業務に直接従事することを本務とする短時間勤務有期雇用教職員（教授、准教授及び講師相当職を除く。）	1
	(4) 放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする短時間勤務有期雇用教職員（教授、准教授及び講師相当職を除く。）	
	(5) (3)に掲げる実験棟において実験設備を運転し、若しくは放射性物質を使用して行う実験及び研究又は当該実験棟における実験設備の運転若しくは放射性物質の取扱いの指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする短時間勤務有期雇用教職員（(3)に掲げる者を除く。）	
	(6) 放射線の安全管理、放射性物質の管理若しくは放射性廃棄物の処理に伴う実験及び研究又は放射線の安全管理、放射性物質の管理若しくは放射性廃棄物の処理の指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする短時間勤務有期雇用教職員（(4)に掲げる者を除く。）	
	(7) 原子炉に附属する実験棟（(3)に掲げる実験棟以外の実験棟に限る。）における実験設備の運転及び保守又は当該実験棟における実験及び研究の業務に直接従事することを本務とする短時間勤務有期雇用教職員	
	(8) 原子炉の運転の管理又は放射線の安全管理の総合的な調整の業務に直接従事することを常例とする短時間勤務有期雇用教職員	
	(9) 原子炉に附属する実験設備、電気設備等の工作、保守管理等のため管理区域内に立ち入ることを常例とする短時間勤務有期雇用教職員	

第2表

イ 事務補佐員・技術補佐員

時間給額	調 整 基 本 額
986円未満	30円
986円以上	38円

ロ 技能補佐員

時間給額	調 整 基 本 額
1,027円未満	35円
1,027円以上	43円

ハ 教務補佐員

時間給額	調 整 基 本 額
975円未満	42円
975円以上 1,033円未満	44円
1,033円以上 1,095円未満	47円
1,095円以上 1,140円未満	50円
1,140円以上 1,182円未満	52円
1,182円以上 1,226円未満	54円
1,226円以上	55円

ニ 医療技術補佐員

時間給額	調 整 基 本 額
1,020円未満	36円
1,020円以上 1,057円未満	46円
1,057円以上 1,504円未満	47円
1,504円以上	56円
※「その他」欄により時間給額を決定された者については、上記にかかわらず右の額とする	36円

ホ 看護技術補佐員

看 護 師		准 看 護 師	
時間給額	調整基本額	時間給額	調整基本額
1, 082円未満	47円	911円未満	40円
1, 082円以上 1, 136円未満	49円	911円以上 944円未満	41円
1, 136円以上 1, 169円未満	52円	944円以上 980円未満	43円
1, 169円以上 1, 203円未満	53円	980円以上 1, 027円未満	45円
1, 203円以上 1, 237円未満	55円	1, 027円以上	47円
1, 237円以上 1, 275円未満	56円		
1, 275円以上	58円		

ヘ 臨時用務員

労務職員（Ａ）		労務職員（Ｂ）	
時間給額	調整基本額	時間給額	調整基本額
1, 270円未満	35円	719円未満	32円
1, 270円以上	43円	719円以上 741円未満	33円
		741円以上 762円未満	34円
		762円以上	35円

（教育研究連携手当）

第74条（第57条）関係

- 1 規則第57条の別途指定する地域は、下表の支給地域欄に掲げる地域とする。
- 2 教育研究連携手当の月額、時間給、基本給調整額の合計額に、支給地域に応じて下表の支給割合欄に定める割合を乗じて得た額を、勤務1時間ごとに支給する。

都道府県	支 給 地 域	支 給 割 合
東京都	特別区、三鷹市、西東京市	100分の14
北海道	北見市、富良野市	100分の14
岩手県	上閉伊郡大槌町	100分の14
茨城県	つくば市、笠間市、常陸大宮市、那珂郡東海村	100分の14
栃木県	日光市	100分の14

千葉県	千葉市、柏市、鴨川市、君津市	100分の14
埼玉県	和光市、戸田市、秩父市	100分の14
神奈川県	三浦市、中郡二宮町	100分の14
山梨県	南巨摩郡南部町、南都留郡山中湖村	100分の14
長野県	長野市、松本市、小諸市、南佐久郡小海町、北佐久郡軽井沢町、 木曽郡木曽町	100分の14
岐阜県	飛騨市、高山市	100分の14
静岡県	浜松市、沼津市、賀茂郡南伊豆町、浜名郡新居町	100分の14
愛知県	瀬戸市、犬山市	100分の14
和歌山県	和歌山市	100分の14
広島県	広島市	100分の14
宮崎県	えびの市	100分の14
鹿児島県	大島郡瀬戸内町	100分の14

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成19年4月1日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

(通勤手当)

第74条(第58条)関係

通勤手当の月額、第1表の対象短時間勤務有期雇用教職員の区分に応じて同表の手当額欄に定める額とする。

第1表

対象短時間勤務有期雇用教職員	手 当 額
(1) 第58条第1号に掲げる者	1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という)。ただし、運賃等相当額が55,000円を超えるときは、55,000円とする。
(2) 第58条第2号に掲げる者	第2表に掲げる短時間勤務有期雇用教職員の区分に応じ、それぞれ同表に定める額。ただし、短時間勤務有期雇用教職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない者については、当該額の2分の1の額。

(3) 第58条第3号に掲げる者	前2号に定める額の合計額。(その額が55,000円を超えるときは、55,000円とする。)ただし、交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているもの又は自動車等の使用距離が2キロメートル未満のものである場合は、第1号又は前号により算出した額のいずれか高い額。
------------------	---

第2表

短時間勤務有期雇用教職員の区分	手当額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である短時間勤務有期雇用教職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である短時間勤務有期雇用教職員	4,100円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である短時間勤務有期雇用教職員	6,500円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である短時間勤務有期雇用教職員	8,900円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である短時間勤務有期雇用教職員	11,300円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である短時間勤務有期雇用教職員	13,700円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である短時間勤務有期雇用教職員	16,100円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である短時間勤務有期雇用教職員	18,500円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である短時間勤務有期雇用教職員	20,900円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である短時間勤務有期雇用教職員	21,800円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である短時間勤務有期雇用教職員	22,700円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である短時間勤務有期雇用教職員	23,600円
使用距離が片道60キロメートル以上である短時間勤務有期雇用教職員	24,500円

(高所作業手当)

第74条(第60条)関係

- 規則第60条の別途指定する作業は、下表の作業欄に掲げる作業とする。
- 高所作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて下表の手当額欄に定める額（作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあっては、その額に100分の60を乗じて得た額）とする。

作 業	手 当 額
大学院農学生命科学研究科に所属する短時間勤務有期雇用教職員が従事する地上10メートル以上の樹木上での種子採取等の作業	220円（当該作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われたときは、320円）
施設部に所属する短時間勤務有期雇用教職員が従事する地上15メートル以上の足場の不安定な箇所での営繕工事の監督	200円（当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは、300円）

（爆発物取扱等作業手当）

第 7 4 条（第 6 1 条）関係

爆発物取扱等作業手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、下表に定める額とする。

手 当 額
300 円（作業に従事した時間が 4 時間に満たない場合にあっては、180 円）

（航空手当）

第 7 4 条（第 6 2 条）関係

- 1 規則第 6 2 条の別途指定する業務は、第 1 表の業務欄に掲げる業務とし、手当の額は、搭乗した時間 1 時間につき同表の手当額欄に定める額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、気密装置を有しない航空機によって高度 5, 0 0 0 メートル以上の高空を 3 0 分以上飛行して行う業務に従事した時間がある場合の前項の手当の額は、同項に定める手当額に、当該業務に従事した時間 1 時間につき、第 1 表の手当額欄に定める額の 1 0 0 分の 3 0 に相当する額を加算した額とする。
- 3 第 1 項の業務のために、船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した日がある場合における航空手当の額は、前項までの規定により得られる額にその搭乗した日 1 日につき第 2 表に定める額を加算した額とする。

第 1 表

業 務	手 当 額
試作又は改造の航空機用機器材の実験	1,200 円
気象、地象又は水象の観測又は調査	
水路又は陸地の測量	
磁気探査又は核原料資源の調査	
航空機の機体、原動機、装備及び計測制御に関する研究又は試験	
大気、海洋等の汚染状況の観測又は調査	
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査	

第 2 表

加 算 額
870 円（日没時から日出時までの間において船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した場合にあっては、1,300 円。）

（種雄牛馬取扱手当）

第74条（第63条）関係

- 1 規則第63条の別途指定する作業は、大学院農学生命科学研究科附属牧場若しくは農場に所属する短時間勤務有期雇用教職員が従事する種雄牛馬の精液の採取の作業、又は種雄牛馬の自然交配若しくは精液の採取のため若しくはこれらの準備のために種雄牛馬を御する作業とする。
- 2 種雄牛馬取扱手当の額は、作業に従事した日1日につき、下表に定める額とする。

手 当 額
230 円（作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあっては、138 円。）

（死体処理手当）

第74条（第64条）関係

規則第64条の別途指定する作業は、下表の作業欄に掲げる作業とし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表の手当額欄に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号の作業及び第2号の作業に従事した場合にあっては、第2号の作業に係る手当を支給しない。

作 業	手当額
（1） 医学部の解剖学教室、病理学教室若しくは法医学教室に配置されている短時間勤務有期雇用教職員（事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員及び臨時用務員に限る。）が従事する当該教室における死体の処理作業	3,200 円
（2） 短時間勤務有期雇用教職員（事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員及び臨時用務員に限る。）が従事する、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業	1,000 円

（放射線取扱手当）

第74条（第65条）関係

放射線取扱手当の額は、作業に従事した日1日につき、下表に定める額とする。

手 当 額
230 円

(異常圧力内作業手当)

第74条(第66条)関係

1 規則第66条の別途指定する作業は、次に掲げる作業とする。

- (1) 短時間勤務有期雇用教職員が高気圧治療室内において高圧の下で従事する、診療又は臨床実験の作業
- (2) 短時間勤務有期雇用教職員が潜水器具を着用して従事する潜水作業
- (3) 短時間勤務有期雇用教職員が独立行政法人海洋研究開発機構に所属するしんかい2000又はしんかい6500に乗り組んで潜水して行う海中又は海底の観測又は調査の作業

2 異常圧力内作業手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の作業 作業に従事した時間1時間につき、第1表に掲げる気圧の区分に応じて同表の手当額欄に定める額
- (2) 前項第2号の作業 作業に従事した時間1時間につき、第2表に掲げる潜水深度の区分に応じて同表の手当額欄に定める額
- (3) 前項第3号の作業 作業に従事した時間1時間につき、第3表に定める額(潜水深度が300メートルを超える海中における作業に従事した場合にあっては、同表に定める額にその100分の30に相当する額を加算した額)

第1表

気 圧 の 区 分	手当額
0. 2メガパスカルまで	210 円
0. 3メガパスカルまで	560 円
0. 3メガパスカルを超えるとき	1,000 円

第2表

潜水深度の区分	手当額
20メートルまで	310 円
30メートルまで	780 円
30メートルを超えるとき	1,500 円

第3表

手当額
1,400 円

(山上等作業手当)

第 7 4 条 (第 6 7 条) 関係

規則第 6 7 条の別途指定する作業は、第 1 表の作業欄に掲げる作業とし、手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、作業の区分に応じて同表の手当額欄に定める額とする。

第 1 表

作 業	手当額
短時間勤務有期雇用教職員が、勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所として第 2 表に指定するものにおいて従事する、火山現象に関する現地観測の作業	410 円
短時間勤務有期雇用教職員（事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員及び臨時用務員に限る。）が、勤務環境の劣悪な山上等の演習林として第 3 表に指定するものにおいて従事する、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈の作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業	260 円

第 2 表

火 山 名	火 山 名	火 山 名	火 山 名
雌 阿 寒 岳	恐 山	日 光 白 根 山	九 重 山
十 勝 岳	岩 木 山	赤 城 山	阿 蘇 山
樽 前 山	八 甲 田 山	榛 名 山	雲 霧 山
有 珠 山	十 和 田	新 潟 焼 山	桜 島
北海道駒ヶ岳	秋 田 焼 山	妙 高 山	鶴 見 岳
知 床 硫 黄 山	八 幡 平	弥 陀 ヶ 原	開 聞 岳
羅 白 岳	岩 手 山	焼 岳	薩 摩 硫 黄 島
摩 周	秋 田 駒 ヶ 岳	乗 鞍 岳	口 永 良 部 島
アトサヌプリ	鳥 海 山	白 山	中 之 瀬 島
丸 山	栗 駒 山	富 士 山	
大 雪 山	鳴 子 山	箱 根 山	
恵 庭 岳	蔵 王 山	新 津 島	
俱 多 楽	燧 ヶ 岳	神 丈 島	
恵 山	那 須 岳	八 丈 島	
渡 島 大 島	草 津 白 根 山	青 ヶ 島	

吾 妻 山 安 達 太 良 山 磐 梯 山	浅 間 山 御 嶽 山 伊豆東部火山群 伊 豆 大 島 三 宅 山		
-----------------------------	---	--	--

備考 第1表に規定する「勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所」として指定するものは、上の表に掲げる火山における山上の観測点の所在する場所のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 通常の観測経路において交通機関又は自動車等を利用することができる最終の地点から徒歩によらなければならない場所で、当該場所までの徒歩による距離が片道1,500メートル以上であり、かつ、その所要時間が片道45分以上の地点に所在するもの
- (2) 通常の観測経路において交通機関又は自動車等を利用することができる最終の地点から再び交通機関又は自動車等を利用することができる最初の地点までの徒歩によらなければならない区間で、当該区間の徒歩による距離が2,000メートル以上であり、かつ、その所要時間が1時間以上の区間内に所在する場所のうち、徒歩を開始する地点から最遠の地点に所在するもの（第1号に該当するものを除く。）
- (3) 地方公共団体等の公共機関により、火山の爆発、地殻変動、噴気、有毒ガス等の火山活動による災害から住民、登山者等の生命及び身体を保護する目的をもって、立入禁止、登山規制、立入注意等がなされている区域内に所在するもの（第1号又は第2号に該当するものを除く。）

第3表

演習林の名称	所 在 地	指定条件
大学院農学生命科学研究科附属演習林秩父演習林	埼玉県秩父市大滝	
大学院農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林	千葉県鴨川市天津 千葉県鴨川市清澄 千葉県君津市黄和田畑 千葉県君津市折木沢	
大学院農学生命科学研究科附属演習林富士演習林	山梨県南都留郡山中湖村	(冬期に限る。)
大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林	北海道富良野市字東山 北海道富良野市字山部	

備考 指定条件の「冬期」とは、11月1日から翌年4月30日までの期間をいう。

(夜間看護等手当)

第74条(第68条)関係

1 第68条の別途指定する業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 看護技術補佐員が従事する、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務

(2) 医療技術補佐員が、所定の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し特別な事情の下で従事する救急医療等の業務

2 夜間看護等手当の額は、その勤務1回につき、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 第1表に掲げる勤務の区分に応じて同表の手当額欄に定める額

(2) 前項第2号の業務 第2表に定める額

3 看護技術補佐員（徒歩により勤務するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である短時間勤務有期雇用教職員及び規則第58条第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける短時間勤務有期雇用教職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における前項の手当額については、前項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額に、第3表に掲げる短時間勤務有期雇用教職員の区分に応じて同表の手当額欄に定める額を加算した額とする。

第1表

勤 務 の 区 分	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	6,800 円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	3,300 円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	2,900 円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,000 円

第2表

手当額
1,620 円

第3表

短時間勤務有期雇用教職員の区分	手当額
通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロメートル未満の短時間勤務有期雇用教職員	380 円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の短時間勤務有期雇用教職員	760 円
通勤距離が片道10キロメートル以上の短時間勤務有期雇用教職員	1,140 円

(極地観測手当)

第74条(第69条)関係

極地観測手当の額は、業務に従事した日1日につき、下表の短時間勤務有期雇用教職員の区分に応じて同表の手当額欄に定める額(越冬して行う業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の30に相当する額を加算した額)とする。

短時間勤務有期雇用教職員の区分	手当額
教務補佐員時間給表により決定された者	2,000 円
事務補佐員、技術補佐員で時間給額が986円以上である者	1,900 円
事務補佐員、技術補佐員で時間給額が986円未満である者	1,800 円

(宿・日直手当)

第74条(第73条)関係

1 規則第73条の別途指定する当直勤務は、次に掲げる当直勤務とする。

- (1) 施設、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び施設内の監視を目的とする当直勤務
- (2) 動物の飼育、植物の栽培等を行う施設における動物又は植物の管理等のための当直勤務
- (3) 特殊な安全管理を必要とする原子炉等の施設の安全確保等のための当直勤務

2 宿・日直手当の額は、当直勤務1回につき、当直勤務の区分に応じて下表の手当額欄に定める額とする。

当直勤務の区分	手当額
第1項第1号の当直勤務	5,500 円
第1項第2号の当直勤務	5,200 円
第1項第3号の当直勤務	5,900 円

(林業技能補佐員基本給加算額)

附則第4条関係

規則附則第4条の扶養親族に応じて定める額は、下表の対象扶養親族等欄に掲げる区分に応じて同表の加算額欄に定める額とする。

対象扶養親族等	加算額
配偶者又は配偶者がいない場合1人のみ	47 円
前号以外の2人までは1人につき	18 円
その他1人につき	6 円

(住居手当)

附則第 5 条第 1 項第 1 号関係

- 1 住居手当は、下表の対象短時間勤務有期雇用教職員欄に掲げる短時間勤務有期雇用教職員に支給する。
- 2 住居手当の月額、下表に掲げる対象短時間勤務有期雇用教職員の区分に応じて同表の手当額欄に定める額とする。
- 3 住居手当は、規則第 7 6 条に定める給与の支払方法に準じて支給する。

対象短時間勤務有期雇用教職員	手 当 額	
自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている短時間勤務有期雇用教職員	イ 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている短時間勤務有期雇用教職員	家賃の月額から 12,000 円を控除した額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
	ロ 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている短時間勤務有期雇用教職員	家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは、16,000 円）を 11,000 円に加算した額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
自ら所有する住宅（これに準ずると認めた住宅を含む）のうち、短時間勤務有期雇用教職員によって新築され又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して 5 年を経過していないものに居住している者で、世帯主であるもの	2,500 円	

(期末手当)

附則第 5 条第 1 項第 2 号関係

- 1 期末手当は、下表の対象短時間勤務有期雇用教職員欄に掲げる短時間勤務有期雇用教職員に支給する。
- 2 期末手当の支給日は、その都度定める。

対象短時間勤務有期雇用教職員	期末手当の種類	手 当 額
6 月 1 日に在職する短時間勤務有期雇用教職員	夏季期末手当	予算等の状況により、その都度定める。
1 2 月 1 日に在職する短時間勤務有期雇用教職員	冬季期末手当	

(勤勉手当)

附則第 5 条第 1 項第 3 号関係

- 1 勤勉手当は、下表の対象短時間勤務有期雇用教職員欄に掲げる短時間勤務有期雇用教職員に支給する。
- 2 勤勉手当の支給日は、その都度定める。

対象短時間勤務有期雇用教職員	勤勉手当の種類	手 当 額
6 月 1 日に在職する短時間勤務有期雇用教職員	夏季勤勉手当	予算等の状況により、その都度定める。
1 2 月 1 日に在職する短時間勤務有期雇用教職員	冬季勤勉手当	

(退職手当)

附則第 8 条第 2 項関係

- 1 退職手当の額は、退職し、解雇され又は死亡したときの基本給の 2 1 日分に勤続期間（附則第 8 条第 1 項の要件を満たす月に限る。）に応じて定めた下表の支給率欄に定める支給率を乗じて計算した額とする。ただし、第 8 6 条第 5 号の規定により諭旨解雇された場合は、その額の 2 分の 1 以内の額とする。
- 2 退職手当は、支給事由の生じた日から 1 月以内にその者（死亡した場合には、その遺族）に支払う。

勤続期間	支給率
6 月未満	0
6 月以上 1 年	0 . 3